

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年10月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400036号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400010号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月29日の標準賞与額を20万6,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月29日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において同社から20万6,500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年6月13日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月29日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400014号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2400003号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和60年3月まで

私は、請求期間当時大学生で、A県で生活していたが、実家のあるB市で住民登録をしていた。父から、私の国民年金の保険料を納付していることを何度も聞いていた上、現在は紛失しているものの、私が就職した後、領収書等の書類を父から渡されていた。

しかし、請求期間は、国民年金に未加入の期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。また、戸籍上の氏名Cと、常用していた氏名Dが区別され、別人の記録になっていないかについても確認してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「B市で、父が私の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われていたところ、請求者は、請求期間において大学生であったことから、請求期間の保険料を納付するためには、20歳になった時に国民年金の任意加入手続を行い、手帳記号番号の払出しを受けることが必要であるが、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたとするB市は、「請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索による調査、並びに国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる昭和58年*月から昭和60年3月までの期間にB市において払い出された手帳記号番号について、国民年金被保険者名簿又はオンライン記録の氏名、生年月日、住所等の記録を全件調査したものの、請求期間において請求者に係る手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の任意加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、B市は、「請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする請求者の父も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。